慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自賠責保険契約における被保険損害
Sub Title	On insurable loss of automobile liability insurance
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.11 (1981. 11) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自賠責保険契約における被保険損害

倉沢康一郎

一　問題提起――責任保険契約における被保険損害の多様性
二　最三小判昭和五六年三月二四日の問題点
三　自賠責保険契約における被保険損害

一

責任保険契約をどのように意義づけるかという点に関しては、その保険事故のとらえ方について学説上の対立があるために、見解の相違がみられる。すなわち、一方に、「責任保険契約とは、被保険者が第三者に対して一定の財産的給付をなすべき法的責任を負担したことにより蒙る損害を塡補することを目的とする保険契約をいう」[1]とする見解があるのに対して、他方に、「責任保険は、契約で定められた事故の発生により、被保険者に対し裁判上または裁判外の損害賠償の請求がなされた場合に、保険者が契約で定められた給付をする契約である」[2]とする見解がある。さらに、この両者を併せて、「責任保険は、被保険者が責任を負うたことまたは責任を理由とする第三者の求償に因つてこおむつた損害を塡補することを目的と

する保険である」[3]とする見解もある。これらの見解の相違は、責任保険の保険事故を、被保険者の法的責任負担という事実にもとめるか、それとも、それにもとづく被害者の請求という事実にもとめるかという点に基因するものである。責任保険の保険事故のとらえ方としては、このほかに、被保険者の法的責任が確定判決・和解等によつて確定したことという事実にもとめる立場もあり[4]、この立場によれば、責任保険契約の意義は、その法的責任の確定によつて被保険者がこうむる損害の塡補を目的とするものとされることになろう。

いずれにしても、被保険者の法的責任負担、被害者の請求または被保険者の法的責任確定という事実は、そこでは、保険事故としてとらえられている。いうまでもなく、責任保険契約は損害保険契約の一種であるから、定額保険契約の場合とは異なつて、保険事故が発生したとしても、ただちにそのことによつて保険金が支払われるというわけではない。損害保険契約における保険給付の内容は損害塡補であるから、保険金が支払われるためには、被保険者に、保険事故による損害が発生しなければならないのである。

責任保険契約に関するこれまでの研究においては、その保険事故に関するものは多数存在するが、その塡補すべき損害に関するものはほとんど見ることができない。これは、あるいは、損害という観念は自明のものであつて、保険事故さえ明確に定まれば、これと因果関係のあるすべての損害が塡補すべき損害にあたるものとして、それは一義的にとらえることができると考えられていることによるものであるかも知れない。

しかしながら、被保険者の損害という純粋に経済的な観念と、契約によつて塡補すべき損害という観念とは、かならずしも当然に一致すべきものではない。もちろん、契約上、塡補すべき損害を「保険事故と因果関係のある一切の損害」と約定した場合には、保険事故の種類と因果関係論とが明確でありさえすれば、特に損害については、被保険者のこうむつた経済的損害であるかぎり、それが塡補すべき損害にあたるか否かという問題の生ずる余地はないといえるが、契約上、塡補すべ

き損害を限定するということが決してなしえないわけではないのである。例えば、今、ある生産工具たる機械の保険契約を締結する場合に、保険事故を約定した上で、その事故によりその機械に生じた一切の損害の塡補を約束することもできるが、可動能力の喪失損害の塡補だけを約束し、外装の剝落といったような交換価値の減少損害については、これを塡補すべき損害とはしないものとすることもできるのである。

一般には、このような約束がなされた場合には、これを免責事由としてとらえることになるであろうとおもわれる。保険事故が発生しても保険者が保険金を支払う責任を負わない場合をひろく免責事由とよぶものとすれば、これを免責事由の一種とよぶこと自体が決して誤りであるとはいえない。ただし、狭義の免責事由すなわち危険の個別化が、保険事故をその原因によつて限定するものであるのに対して、これは、損害をその種類によつて限定するものである点で、本質的に異なるものである。さらに、この場合に、機械の可動能力の喪失を保険事故としてとらえ、単に外装の剝落が生じただけの場合には、保険事故が生じなかつたものと解するとすれば、そこには、あきらかに、保険事故と損害との観念の混同があることになる。なぜなら、保険事故と損害とは、それぞれ別個の事実である。それだからこそ、その間に因果関係の有無が問題となる余地があるのであつて、保険事故は原因事実としてそれ自体が特定され、これとは別個に、損害は結果的事実としてそれ自体が特定されなければならない。もし、損害の原因となつた事実だけが保険事故となるものとすれば、因果関係論はまつたく無意味になつてしまうであろう。今、まつたく同種の事実が機械につき生じて、一方では、機械の可動能力を喪失させ、他方では、外装を剝落させたという場合には、両者の間において相違しているのは結果たる事実であつて、決して原因たる事実が相違しているわけではない。そして、保険事故は、いうまでもなく、原因たる事実なのである。

要するに、右の例にあげたような内容の機械保険においては、塡補すべき損害が可動能力の喪失損害に限定されている。そして、われわれは、このような保険を、「(約定)の事故によつて、機械の可動能力が喪失したことにより被保険者がこう

むる損害の塡補を目的とする保険」と定義づけることができるが、このような定義においては、実は、保険事故の種類のほかに、塡補すべき損害の種類がその概念要素に含まれているということがみのがされてはならない。

これを責任保険契約についていえば、例えば不法行為の加害者たる被保険者の損害といつた場合にも、そこには二つの種類がある。先ず、民法七〇九条等の要件を充たして法的責任を負担するということが、一種の損害である。次に、その法的責任を履行し、自己所有の財産をもつて被害者に賠償金を支払うということが、別種の損害である。前者はマイナスの財の発生という損害であり、後者はプラスの財の減失という損害である。この二種類の損害は、責任保険の保険事故としていかなる事実をとらえようとも、常に存在しうる。[5] したがつて、保険契約の当事者は、責任保険の保険事故がどのようなものであつたとしても、それとは別に、契約上、法的責任負担というマイナスの財の発生による損害の塡補を約束することもできるし、また、賠償金の支払というプラスの財の減失による損害の塡補を約束することもできるのであつて、どちらの内容の契約であつても、それが責任保険の保険事故による損害の塡補を目的とする以上、ともに責任保険契約というカテゴリーに属することになる。いいかえれば、責任保険契約というカテゴリーの中にも、理論的には、塡補すべき損害をそれぞれ異にする二つの種類の契約がありうるのである。

塡補すべき損害の限定ということは、理論的には契約による損害塡補の制度である損害保険一般についていいうることではあるが、それが特に責任保険において問題とされなければならないのは、消極保険における損害に固有の性質があるからである。すなわち、先に挙げたような機械保険の例においては、塡補すべき損害を限定するためには特別の約定を必要とする。というのは、機械保険のような積極保険にあつては、被保険者のこうむる損害は保険の目的たる物ないしは積極的財に化体された利益の減失であるから、結局、損害を発生させる事実はその物ないしは積極的財の毀滅という一元的なものである。したがつて、保険の目的に関して被保険者のこうむる損害のうち、保険契約によつて塡補すべき損害を限定しようとす

れば、それは、保険事故によつて発生する損害の中で、その種類によつてこれを限定するほかないからである。いいかえれば、積極保険において塡補すべき損害を限定する場合には、保険の目的の毀滅によつてすでに発生している損害を、その種類によつて、塡補すべき損害と塡補しない損害とに分けるということになる。したがつて、もし契約上これが分別されていないとすれば、原則として、すべての損害が填補の対象とされるべきことになるのである。

これに対して、責任保険においては、損害自体が段階的に多元性をもつており、各段階の損害について、これを発生させる事実が異なるのである。すなわち、前述のように、被保険者が不法行為にもとづく損害賠償責任を負うという場合には、法的責任負担ということ自体が一種の損害であるが、この損害を発生せしめる事実は、故意または過失によつて違法に他人に対して損害をあたえるという行為である。一方、同じ場合に、その責任の履行として自己の所有する財産から賠償金を支払うということもまた一種の損害であるが、これを発生せしめる事実は、被害者に対する現実の金銭支払という行為である。そして、これら二つの事実は、それぞれ発生の段階を異にするものであるから、保険事故による法的責任負担という損害の発生のときには、未だ自己の財産による賠償金の支払という損害は発生していないのである。したがつて、すでに保険の目的につき損害が生じているときに、その損害の中で填補すべきものと填補しないものとを分けるという場合とは異なつて、ここでは、いかなる段階で保険者の保険金支払義務が発生するかということが問題となるのであるから、填補すべき損害は何かということが契約上定められなければならないのである。

積極保険において填補すべき損害を契約上限定することと同じ問題は、責任保険においては、いかなる段階の損害が填補すべきものであるかという点が定まつた後に、各段階の損害について生ずることになる。すなわち、今、被保険者の法的責任負担という損害が填補すべきものと定められている場合に、さらにその法的責任負担をその種類によつて限定する——例えば、一定額以下の小額の責任負担については填補しないこととする——ためには、積極保険において填補すべき損害を限

定する場合とまったく同様に、特別な約定を必要とする。これに対して、法的責任負担を填補すべき損害とするか、それとも、賠償金の現実の支払を填補すべき損害とするかということは、契約の目的についての原則的な約定である。いいかえれば、その約定によって、契約の類型を異にすることになるのである。

筆者は、かつて、現段階における責任保険契約の不定型性を論じた。[6] すなわち、責任保険契約という概念は、損害保険契約の中で、その保険事故が被保険者の法的責任負担という事実であるということをクリテリウムとするカテゴリーであり、その中には、現段階においては、多様な類型がありうるものとした。そのときに、筆者がとり上げたのは、保険者の約束する給付の態様の多様性の問題であった。これに対して、本稿でとり上げるのは、給付の内容すなわち損害填補の対象とされる損害の多様性の問題である。というのは、すでに述べて来たように、被保険者の法的責任負担という保険事故による損害の中にも、法的責任負担そのものと賠償金の現実の支払という段階的な二つの種類があり、そのいずれを填補すべき損害とするかということは、契約の目的として合意されるべきものであるから、法的責任負担という損害の填補を目的とする契約と、賠償金の現実の支払を目的とする契約とは、それぞれ目的を異にするという点で、類型を異にする契約と見なければならないのである。

したがって、責任保険契約の効果を検討するときには、約束された給付の態様がいかなるものであるかということのほかに、そもそも、約束された給付の内容は何かということが先ずあきらかにされなければならない。そして、この点は、決して単なる理論操作だけの問題にとどまるものではなくて、実際の結果についても差異をもたらす。約束された給付の内容が何かということは、保険事故が生じた場合の契約当事者の権利・義務の内容を決定するものだからである。

（1）大森忠夫・保険法二一五頁。同旨：田辺康平・新版保険法一五一頁、石田満・商法Ⅳ（保険法）二三〇頁。
（2）西島梅治・保険法第二版二九七頁。同旨：鈴木辰紀「責任保険の特殊性とその本質」現代損害賠償法講座8損害と保険七一頁。
（3）野津務・新保険契約法論五五〇頁。

（4）佐藤勇夫「責任保険に関する一考察」南出記念・自動車・責任保険の諸問題二二五頁。なお、同書では「わが国の自動車保険は明らかにこの説を採つている」とされているが、保険事故と、疑いのある場合における保険金支払のための前提条件とは異なるものであつて、約款は後者を定めたものと解することもできる――中西正明「責任保険」民事法学辞典下巻一一一一頁参照。

（5）保険事故として法的責任負担という事実をとらえた場合に、さらに、法的責任負担を塡補すべき損害としたときには、同一の事実がそれぞれ異なつた側面においてとらえられていることになる。すなわち、保険事故としては、責任負担の要件となつた被保険者の行為そのものがとらえられているのであり、一方、塡補すべき損害としては、そのような行為のもたらす効果がとらえられているのである。

（6）倉沢「商法六六七条と自賠法一六条」保険契約法の現代的課題一一七頁以下、特に一三一頁以下。

二

具体的なケースから検討を進めることとしよう。とり上げる事案は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という）にもとづく自動車損害賠償責任保険契約（以下、「自賠責保険契約」という）上の権利・義務に関するものである。

Aは、その所有する普通乗用自動車につき、Y保険会社と自賠責保険契約を締結していた。Aは右自動車の運行中母子連れの歩行者と衝突し、母親を死亡させ、子供を負傷させた。そこで、死亡者の相続人である夫と負傷者たる子供（以下、両者をあわせて「X」という）がAを相手どつて自賠法三条にもとづく損害賠償請求の訴を提起したところ、その請求は認容され判決は確定した。ところが、Aの財産は右の賠償責任を履行するのに不十分であつたため、AがY保険会社に対し自賠責保険契約にもとづいて有する保険金請求権の一部につき、Xは、右判決を債務名義とする差押および転付命令を裁判所に申請し、右命令はXに送達された。

XはY保険会社を相手どつて訴を提起し、主位的請求として、自賠法一六条一項にもとづく直接請求を、予備的請求として、右転付命令にもとづく自賠責保険金の支払請求を、それぞれおこなつた。これに対して、第一審判決（山口地判昭和五二年三月二〇日）および第二審判決（広島高判昭和五三年四月二〇日）は、いずれも、主位的請求については、Xの本件訴状送達

による直接請求のなされたときが、右請求をなしうるときから二年以上を経過していることから、自賠法一九条によつてXのYに対する直接請求権は時効消滅しているものと判示し、また予備的請求については、「自賠法一五条によれば加害者の自賠責保険金請求権が生ずるためには被保険者たる加害者が被害者に対し賠償額の支払を現実にしたことを要するものとされるところ、AにおいてXに被転付債権相当額の支払をしていないことは明らかであるから、右転付命令は未発生の債権について発せられたものというべく、これによつて当該債権がXに移転するいわれはない、また、転付命令が送達されたからといつてAからXに現実の支払がなされたものとはいい難い」と判示して、Xの請求を棄却した。

これに対して、Xの側では、自賠責保険契約の被保険者たるAは、被害者に対して現実に賠償金を支払う以前においても、保険事故の発生によつて保険金請求権を有するものであり、したがつて、賠償金を現実に支払つていないAにつき被転付債権が未発生であつたと解する原判決には法令違反があるということを理由として、上告した。

上告審たる最高裁昭和五六年三月二四日の第三小法廷判決[1]は、Xの予備的請求に関する部分につき原判決を破棄し、これを原審に差戻した。その理由として、同判決は次のようにいう。「自賠責保険契約にもとづく被保険者の保険金請求権は、被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権であるが、自賠法三条所定の損害賠償請求権を執行債権として右損害賠償義務の履行によつて発生すべき被保険者の自賠責保険金請求権につき転付命令が申請された場合には、転付命令が有効に発せられて執行債権の弁済の効果が生ずるというまさにそのことによつて右停止条件が成就するのであるから、右保険金請求権を券面額ある債権として取り扱い、その被転付適格を肯定すべきものと解するのを相当とする。したがつて、本件の転付命令における執行債権が被転付債権たる保険金請求権と同じくF（母親）の死亡に基づくものである限り、右転付命令により右保険金請求権はXに移転し、これと同時に前記の停止条件も成就したものというべきである。」

要するに、原判決が、自賠責保険金の支払請求権は、加害者たる被保険者の賠償金の現実の支払によつて発生するものと

解しているのに対して、上告審判決は、賠償金の現実の支払以前においても、被保険者は停止条件つき債権を有しており、しかもその場合の条件の特殊性によつて、これに被転付適格性があるものと解しているのである。

この上告審判決と、Xの上告代理人椎木緑司弁護士の上告理由との間には、Aの有する権利の理解について微妙なくいちがいが見られる。というのは、同弁護士の上告理由では、原審判決が「右転付命令は未発生の債権について発せられたもの」と判示するのに対して、「しかしながらY会社とAとの間でA保有の自動車につき自動車損害賠償責任保険契約を締結し、契約により右Aが被保険者たる地位を有していたことは争のない事実である。そうすれば同法（自賠法）一五条により支払いしてY会社に対し加害者請求できる地位と債権を有していたことは明らかである。Aは現実の支払いをなすまでは無権限ではなく、保険料を支払い、保険契約上の地位と債権を有していた。そうして、保険事故が発生し、被害者に支払うという補充行為をすることによつてY会社に保険金を請求し得る地位債権を有していた」と主張されている。これを字義どおりに解釈すれば、ここでとらえられているAの地位・債権というものは、保険契約が有効に成立したことによつて被保険者が取得する権利を意味することになる。これは、一般に危険負担とよばれている保険者の契約上の出捐の効果であつて、保険事故発生の有無を問わず、すべての被保険者が、有償契約たる保険契約の効果として取得するものである。

筆者は、かねてから、この権利の本質は期待権であると考えているが、[2] いずれにしても、被保険者が保険契約によつて取得する保険事故による賠償の発生を条件とする損害塡補請求権という内容の権利が、転付命令の対象とならないことはきわめてあきらかであろう。それは、一般に停止条件つき債権の被転付適格性が否定されるということのほかに、[3] この場合の条件とよばれているものが、法律行為の附款としての条件とは異なつて、具体的な保険金債権の金額を決定するファクターであるからである。すなわち、損害保険契約によつて被保険者が取得する権利については、保険事故による損害が発生しないかぎり、債権の「券面額」というものが定まらない。いうまでもなく、約定の保険金額は、具体的な保険金債権の最高限度

を画するにすぎないものである。さらに、保険事故発生前の権利が転付命令によつて債権者に移転するものとすると、被保険利益の移転をともなわなければ、それ以後、被保険利益を有しない者が保険契約上の権利をもつという背理が生ずる。

したがつて、被保険者が損害保険契約上の権利を有するということを主張しても、それだけでは、転付命令の有効性の論拠とはならない。被保険者の有する権利が被転付適格性をもつためには、保険事故による損害の発生によつて、それが具体的かつ確定的な保険金債権という金銭債権に転化していることを必要とする。それゆえ、上告審判決が本件で「自賠責保険契約に基づく被保険者の保険金請求権」としてとらえているのは、保険契約の効果として取得する権利それ自体ではなくて、「自賠法三条所定の損害賠償請求権を執行債権として」転付命令が申請された「右損害賠償義務の履行によつて発生すべき被保険者の自賠責保険金請求権」、すなわち、保険事故による賠償責任負担額確定後の権利なのである。

問題となるのは、上告審判決が、このような保険事故による賠償責任負担額確定後の権利としての「自賠責保険契約に基づく被保険者の保険金請求権」を、「被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権である」としている点である。というのは、もし、ここでいう「停止条件」が言葉の本来の意味におけるそれであるとすれば、それは、成立してはいるがその効力は条件成就まで停止している債権であるということになる。そうだとすれば、債務者が第三債務者に対して有効な債権をもつていることを前提とする転付命令制度に、それはなじまないことになる。この点について、上告審判決は、「転付命令が有効に発せられて執行債権の弁済の効果が生ずるというまさにそのことによつて右停止条件が成就する」といい、また、「右転付命令により右保険金請求権はXに移転し、これと同時に前記の停止条件も成就した」といつているが、今ここでは、本件債権の被転付適格性すなわち本件転付命令の有効性が問題となつているのであるから、転付命令の有効性を条件としたのでは、問いに対して問いをもつて答えていることになり、結局、本件転付命令の有効性を理由づけたことにはならないものといわざるをえない。いいかえれば、有効な債権の存在を前提条件として認められるべき転付命令が、

それ自体として債権の有効性の条件となるということは、論理的に矛盾である。転付命令が有効であるためには有効な債権の存在が前提であるとすれば、債権の効力が停止しているかぎり、それは被転付適格性を有しないものと解するほかない。その限りでは、「未発生の債権」という表現の適否はさておき、原審判決の方が理論的に一貫しているものといえる。

他面において、自賠責保険制度の目的という観点から実質的に考えてみると、加害者が賠償金を支払わないというそのことによつて、被害者が自賠責保険金による救済の途をとざされるということにも問題がある。なぜなら、自賠責保険制度は、被保険者の経済的不安定の除去よりも、自動車の人身事故被害者の救済を目的とするものであり、そのために、加入強制、保険金額の法定、国による自動的再保といつた公保険的性格があたえられているものだからである。(4)

そこで、検討しなければならないのは、はたして、自賠法一五条の規定によつて、保険事故による賠償責任負担額確定後の被保険者の権利が、本件上告審判決のいうように、被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権であることになるのかという点である。

(1) 民集三五巻二号二七一頁。
(2) 倉沢「火災保険普通保険約款二条二項の意義について」保険契約の法理三頁以下、特に一一頁以下、同「保険契約における保険者の出捐」同二四七頁以下。
(3) 兼子一・増補強制執行法二〇四頁。
(4) 金沢理「自動車責任保険の課題」新種・自動車保険講座Ⅱ自動車責任保険七頁以下参照。

三

損害保険契約上の被保険者の権利は、保険事故による損害の発生を条件とする損害塡補請求権すなわち停止条件つき保険金請求権であるといわれる。もつとも、保険金請求権は金銭債権であつて、この場合には、その権利の要素である金額は現実に発生した損害の額を基準として定まることになるから、一般の停止条件つき債権のように、条件成就以前から権利とし

て成立しており、ただ、条件成就までその効力が停止しているという場合とは異なる。むしろ、保険事故による損害の発生以前に成立しているものは危険負担＝期待権だけであり、それが、保険事故による損害の発生によつて具体的な保険金債権に転化する――危険負担＝期待権に内在するメカニズムによつて、当然に具体的な金銭債権を成立せしめる――ものと考えるべきであろう。(1) いわば、ここでいう「条件」は、保険契約の存続期間を通じ一貫して存在する権利の効力に関わるというものではなくて、危険負担に内在するメカニズムとしての金銭債権成立の契機のことである。

いずれにしても、約定の保険事故と被保険者の損害という二つの事実が発生し、かつ、それら二つの事実の間に保険法的な因果関係があるとき、保険契約上の被保険者の権利すなわち危険負担＝期待権は、具体的かつ確定的な保険金債権という金銭債権を成立させる。このことを、保険契約によつて被保険者は停止条件つき債権を取得するとよんだ場合には、保険事故およびそれと因果関係のある損害が条件となつているものといえる。

ところで、すでに見て来たように、責任保険契約においては、被保険者のこうむる損害が段階的に多様である。そして、右の意味での条件としていかなる損害をとらえるかということは、契約の内容として合意されることにより特定されることになる。この被保険損害の約定によつて、責任保険契約の類型が分かれる。すなわち、被保険者の法的責任負担それ自体を被保険損害とする責任保険契約と、被保険者所有の財産による現実の賠償金支払を被保険損害とする責任保険契約とである。

自賠法一五条は、「被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる」ものと定めているが、もし、この規定が前述のような意味で具体的な保険金債権成立の条件を定めたものであるものとすれば、自賠法は、自賠責保険契約の類型を、賠償金支払を被保険損害とする責任保険契約として法定していることになる。前述の昭和五六年三月二四日の最高裁判決は、保険事故発生後における自賠責保

険契約上の被保険者の権利が、なお被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権であるものとしており、結局このことを肯定するものと解されよう。

たしかに、いわゆる加害者請求の場合、自賠法一五条によつて、被保険者の被害者に対する賠償金の支払が保険金請求の前提条件とされている。しかし、このことは、必ずしも、自賠責保険契約上の被保険者の権利について、被害者に対する賠償金の支払をその停止条件とするということだけを意味すべきものではない。債権が停止条件づけられているということは、この場合、条件成就まで具体的な保険金債権としては未成立ないしは効力が未発生ということになるわけであるが、これに対して、自賠法一五条を、賠償金支払の事実をまつまでもなく具体的な保険金債権は有効に成立しており、ただ、その権利行使を法定的に制約するものとしてとらえることも可能なのである。

この点で参考になるのは、フランス保険法典L一二四―三条（一九三〇年保険契約法五三条）の規定とその解釈とである。すなわち、同条は、「保険者は、被害を受けた第三者が、保険者の負担すべき額を限度として、被保険者の責任を生ぜしめた加害行為の金銭的結果を賠償されないかぎり、その第三者以外の者に、負担額の全部または一部を支払うことができない」ものと定めているが、ここで最も特徴的なのは、被害者に対して賠償金が支払われないかぎり、単に被保険者の保険金請求が制限されるだけではなくて、被保険者以外の者の保険金請求もまた制限されていることである。今日、学説は、この規定によつて被害者の直接請求権が根拠づけられるものとしている。[2] ということは、責任保険契約においては、被保険者の被害者に対する賠償金の支払をまつまでもなく、（フランス法上は、約定の事実による被害者の損害と被害者による和解請求または裁判上の請求とによつて）保険者の義務は有効に成立するものとされており（保険法典L一二四―一条、一九三〇年保険契約法五〇条）、そのことを前提として、被保険者への支払、第三債権者の差押え等が立法政策的に禁止されているものであることを意味するのである。

責任保険において、被害者の保険会社に対する直接請求権が認められるためには、保険者の義務が有効に成立していることが前提である。なぜなら、直接請求権の内容が法定代位による保険金請求権であるとするならば、[3]代位されるべき保険金請求権が有効に存在しなければならないことは言をまつまでもないし、また、それが責任免脱給付による損害賠償請求権であるとするならば、[4]被保険者の責任免脱請求権という債権が効果を発生しなければならないからである。

自賠法一六条一項には、被害者の保険会社に対する損害賠償請求権が定められている。かつて、筆者は、この規定によつて、自賠責保険契約が責任免脱給付を内容とする責任保険契約として法定的に定型化されていることを論証した。[5]責任免脱給付を内容とする類型の責任保険契約においては、本質的・必然的に、被保険者の法的責任それ自体が塡補すべき被保険損害となるのであつて、被保険者の賠償金支払が被保険損害となることはありえない。なぜなら、責任免脱給付というのは、保険金額の限度において、保険者が賠償金の支払義務を肩代わりすることにより、被保険者が賠償金を支払う責任を免れることを目的とするものだからである。

もし、責任免脱給付を内容とする責任保険契約において、その給付方法を保険者による賠償責任の肩代わりに限定するということであれば、いわゆる加害者請求を認めないとする約定または法定をすべきことになる。しかし、責任免脱給付の方法としては、賠償責任の肩代わりという法形式的な責任免脱のほかに、実質的な責任免脱すなわち賠償資金の給付という方法もありうる。賠償資金の給付による実質的な責任免脱という給付方法が被保険者の賠償金支払を被保険損害とする責任保険契約上の保険給付と異なるのは、後者においては、被保険者の所有する一般財産上の損害を塡補するものとして保険金が支払われるものであるのに対して、前者においては、一般財産とは分別して、賠償金支払の資金として保険金が支払われるものであるということである。したがつて、責任免脱給付を内容とする責任保険契約において被保険者に保険金が支払われるためには、それが賠償資金として確保される手段が必要となる。賠償義務の先履行という条件は、金銭を特定することが

困難であることから、右の手段として用いられているものと考えられる。

自賠責保険契約における保険給付の方法には、現行自賠法上、一五条の加害者請求と一六条一項の直接請求との二つがあるが、これは、責任免脱給付を内容とする自賠責保険契約における二つの給付方法なのであつて、決して、責任免脱給付を内容とする契約と、賠償金支払という一般財産上の損害の塡補給付を内容とする契約という、類型を異にする二種の契約がその中に併存しているわけではないのである。

(1) 倉沢・前掲法理二六〇頁以下。

(2) Mazeaud et Tunc, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile delictuelle et contractuelle*, t. Ⅲ, 5e éd.,1960, n° 2697—2.

(3) 倉沢・前掲現代的課題一二七頁参照。

(4) 同右一二八頁。

(5) 同右一三三頁。